規制の事後評価書(要旨)

評価実施時期	政策の名称	媒介等の業務を行う者に対する届			
#新評価時の想定との比較	担当部局		信事業部 消費者行政第一課	電話番号:03-5253-5488	e-mail:zigyouhou-cppc@ml.soumu.go.jp
事前辞職性、おけらペースラインの扱いには、 「事前辞職性、対路者のインスラインの扱いには、 ・ 一次の表別について、社会経済情勢や同学技術の変化による影響及び想定外の影響は全じておらず、ペースラインに変更はない。 (規格(経利)を維持する必要は、 (規格(経利)を維持する必要性) 規則の事前辞値後、契時点においては当該規制の必要性に大き(影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、利用者の利益素するためには、対し機能を自然機能があった。 要用、効果(便益)及び間接的な影響である。 (理由、対象性の発生) ・ 本届出地域には文格事由がなど、同出自動気の形式要件を満たせば足りることから、周出に関して媒介等業務受託者に発生する事務作業は限定的であり、したがつて、2 ・ 技術の導入による地等費用は設定的である。 ・ 選中費用の影響と ・ 選中機能が必要した。 ・ 実施を指揮的としては、事前経極時点において途中費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。 ・ (内部要用の影響) ・ 「行政費用の影響」 ・ 選別を指する場合にのでは、事前経極時点において途中費用を定せたした。 ・ 実施機能が必要していては、事前経時点において途中費用を定せため、 ・ (別果に関しのの理解) ・ 「別果においる機能の効果については、事前経時点において存放費用が発生するものと考えられる。 ・ 事務経時点との解析での表す信定を持ていて、 ・ 事務経過点との確認はない。 「健症を経確値化の原理] ・ (便数を発酵の効果について影響的に思慮することが可能となった。 事務経時点との離はない。 「便なを経確値化のが限度」 ・ 「機能を表するとかで影響」 ・ 当該機能により定義的な影響の適能とない。 「国対のな必要なが変更の必要がの影響」 ・ 当該機能によりに表現のな影響の適能にはい。 「国対のな必要なが変更の必要がの影響」 ・ 当該機能によりに表現を解析である。 ・ 一次で、場が主要なが変更の必要がのである。 ・ 一次で、場が手を表が生命なが必要がある。 ・ 一次で、場が手を表が上述るのである。 ・ 一次で、場が手を表が違いない。 ・ 「関連性とのと思」 ・ 事務を自由を表はない。 ・ 「再発性とのと表別、事前経時点と一般にない。 ・ 上記のとおり、運用機能といた。 ・ 現場を維持することが変更のを表がしまった。 ・ 上記のとおり、運用を表はない。 ・ ことが表にないまする。 ・ 一次では、発表性を表が表がないる。 ・ 一次で、場が表がある。 ・ 一次で、場が表があるといない。 ・ で、場が、まないないないないないないないないないないないないないないないないないないない			플러션 호호보드 L 7 만했고 3 (원수 L 호만생	10 % H 0 + /m 1	
(規則(緩和)を継続するためには、現時高においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特殊認められなかった。よって、利用者の利意規令をからには、当時報合当該規制に必要である。 東州、効果(便益)及び開接的な影響である。 (一選令専用)の原理) (「通令専用)の原理) (「通令専用)の原理) (「通令専用)の原理) (「通令専用)の原理) (「通常経備与の過度的であり、したがって、2 (通常規制)	争削評価時の忠定との氏較	事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。			
博の把握		【規制(緩和)を継続する必要性】 規制の事前評価後、現時点においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、利用者の利益を			
博の把握					
「野用権計との比較] 最出に係る費用については、事前評価時点において遵守費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。 「「行政費用」の把握]		[事前評価時の測定指標] 本届出制度には欠格事由がなく、 規制の導入による遵守費用は限定 [遵守費用]	的である。		する事務作業は限定的であり、したがって、本件
「行政費用」 「投入事業務受託者が届出を行うに当たり、届出の受付に係る費用が発生するものと考えられる。 「費用権計との比較] 「樹田に係る費用については、事前評価時点において行政費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。 「効果(定量化)の把握 「効果) 「効果」 「効果」 「効果」 「放果」 「放果」 「放射薬・業務改善命令等の必要な措置を講ずることが可能となった。 「資果予測との比較] 事前評価時点と季離はない。 「便益(金銭価値化)の把握 「便益) 「連益・当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。 「便益推計との比較] 事前評価時点と季離はない。 「「副次めび影響のび汲及的な影響」の把握 「即200 以び汲めな影響」の把握 「副200 以び汲めな影響 「当該規制により、代理店業務の適正化は一定程度図られたものと考えられる。 「賃用指計との比較] 事前評価時点と事離はない。 「「副次のび発表的な影響」の把握 「副200 以び決及的な影響)の把握 「副200 以び決及のな影響)の把握 「副200 以び決及のな影響)の把握 「副200 以び決及のな影響)の把握 「国200 以び決及のな影響)の把握 「国200 以び決及のな影響)の把握 「国200 以び決定のな事態はない。 「東利能計との比較」 事前評価時点と事離はない。 「本の数目が生きるといれものと考えられる。 「費用指計の比較」 事前評価時点と事離はない。 「表に、代理店業務の適正化は一定程度図られたものと考えられる。 「表に、「表に、代理店業務の適正化は一定程度図られたものと考えられる。 「表に、「表に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		[費用推計との比較]			きない。
 園出に係る費用については、事前評価時点において行政費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。 【効果(定量化)の把握】 (効果) 「数字等の業務を行う者に対する事前届出義務が導入された結果、総務大臣が媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握し、その業務運営に問題があった場合に改 的場果・緊放 書命令等の必要な措置を講ずることが可能となった。 以効果予測との比較] 事前評価時点と乖離はない。 【便益(会銭価値化)の把握】 (便益) 当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。 (便益(度益) 当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。 (便益) (原数) 国政内放び液及的な影響」の把握】 (周別次的変形書及び液及的な影響」の把握】 (周別次的変形像及の対象の対象を響」の把握】 (周別次的変形像及の対な影響) 当該規制により、代理店業務の適正化は一定程度図られたものと考えられる。 (質用維計との比較) 事前評価時点と乖離はない。 考察 上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、その費用はいずれも限定的である。 -方で、媒介等業務を託者の媒介等の業務が適切かつ十分に行われることで、利用者の利益の保護が図られている。 以上から、本規制による費用は限定的であるが、相当の効果があると認められ、間接的影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。 		[行政費用]	に当たり、届出の受付に係る費用が発生する	ものと考えられる。	
「効果 「効果 「対果 「対果 「対果 「対果 「対果 「対果 「対果 「対果 下水 一次 できまった。 「対果 下水 できまった。 「対果 下水 できままった。 「対果 下水 できままままままままままままままままままままままままままままままままままま			前評価時点において行政費用を定量化してい	ないため、事後評価時点と比較することはでき	きない。
「便益】 当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。 「便益維計との比較」 事前評価時点と乖離はない。 【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 「副次的及び波及的な影響」 当該規制により、代理店業務の適正化は一定程度図られたものと考えられる。 [費用推計との比較〕 事前評価時点と乖離はない。 考察 上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、その費用はいずれも限定的である。 一方で、媒介等業務受託者の媒介等の業務が適切かつ十分に行われることで、利用者の利益の保護が図られている。 以上から、本規制による費用は限定的であるが、相当の効果があると認められ、間接的影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。		[効果] 媒介等の業務を行う者に対する 政指導、業務改善命令等の必要な [効果予測との比較]		「媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把	握し、その業務運営に問題があった場合に行
[副次的及び波及的な影響] 当該規制により、代理店業務の適正化は一定程度図られたものと考えられる。 [費用推計との比較] 事前評価時点と乖離はない。 考察 上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、その費用はいずれも限定的である。 一方で、媒介等業務受託者の媒介等の業務が適切かつ十分に行われることで、利用者の利益の保護が図られている。 以上から、本規制による費用は限定的であるが、相当の効果があると認められ、間接的影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。		[便益] 当該規制の効果について定量的 [便益推計との比較]	に把握することは困難であり、そのため金銭	面値化も困難である。	
一方で、媒介等業務受託者の媒介等の業務が適切かつ十分に行われることで、利用者の利益の保護が図られている。 以上から、本規制による費用は限定的であるが、相当の効果があると認められ、間接的影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。		[副次的及び波及的な影響] 当該規制により、代理店業務の過 [費用推計との比較]			
備者	考察	一方で、媒介等業務受託者の媒介	等の業務が適切かつ十分に行われることで	利用者の利益の保護が図られている。	継続することが妥当であると考えられる 。
備者					
	備考				